

## 第157回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和2年11月26日（木）10:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、  
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、  
宮川 努

### 【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

### 【幹事等】

総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統  
括官（統計・情報政策）

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

### 【事務局（総務省）】

長屋総務審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 部会の審議状況について
- (2) 令和元年度統計法施行状況について

5 議事概要

(1) 部会の審議状況

- ① 宮川国民経済計算体系的整備部会長から資料1-1に基づき、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討について、今回、関係府省の積極的な協力により精度向上が図られたのは、政府全体としても非常によい取組であったと言えるのではないか。
- ・家計最終消費支出、民間固定資本形成に係る統合比率の再推計結果について、今後も適宜機会を捉えて丁寧な検証をお願いしたい。
- ・現在のコロナ禍において、業界統計等を活用し、より精度の高い一次QEを公表している取組を高く評価したい。基準改定作業との同時進行になるが、引き続きお願いしたい。

- ② 津谷人口・社会統計部会長から資料1-2に基づき、社会生活基本調査の審議状

況について、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・設問6の「ふだんの健康状態」と設問7の「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」の違いは、設問7は単なる病気だけでなく障害者も含めて把握することが念頭におかれていて、設問6は障害者が念頭におかれていないという理解で良いか。  
→設問7の日常生活への支障の程度は、障害者や障害ではないが日常生活に支障がある方も含まれるということになる。設問6の「ふだんの健康状態」のところは、障害の方だけでなく、いわゆる疾病の方も含まれ、それに応じた生活時間の影響を把握するという違いがある。
- ・病気はなくても、加齢で足が弱くなり、車椅子や介護が必要だという人は、設問7だと「支障がある」に入ってくると思われるが、設問6では「良くない」や「あまり良くない」という回答をすることが期待されているのか。  
→そのような御理解で結構である。
- ・設問7の「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」は、欧州統計局のガイドラインに沿っていると理解しているが、誤解のないように設問の表現を工夫すべきである。
- ・国際基準で使用されている英語は、日本語に翻訳しづらいところがあるので、むしろ、英語にとらわれすぎないように設計する必要がある。  
→直訳しないで意識すべきという御意見はそのとおりであると思う。部会でも「慢性的な健康問題」といった表現では、いまひとつ意味が分りづらいという意見があった。部会では、設問6については時系列の継続性という面もあるので、変更せず、設問7の表現の見直し等で対応するというので、一致している。調査実施者には、欧州統計局ガイドラインを意識して対応するとともに、設問6と7との差別化を図っていただき、報告者が迷うことのないようにしてほしい。  
→御指摘を踏まえ、整理させていただきたい。
- ・今回、コールセンターを用意するとのことで、コロナ禍においては重要なことである。今年度の国勢調査の実態などを把握した上で、フリーダイヤルにすることも含めて検討いただき、適切なものを設置してほしい。  
また、オンラインによる調査についても、スマートフォンでは時間に沿って生活行動を入力するのは難しいかもしれないが、是非検討してほしい。  
現在のコロナ禍では、訪問による実査が難しい状況なので、全府省横断的な取組として、オンライン調査を推進するよう、総務省にはお願いしたい。  
→コールセンターを無料化してもらいたいとの御要望であるが、予算の都合もあるかと思うが、調査実施者にはその重要性を配慮しながら前向きに検討してほしい。
- ・調査事項に設問8「ふだん介護を受けていますか」があるが、介護を受けているかどうかによる生活時間の違いの分かるデータは公表されているのか。また、全体として介護を受けている人が何%いるのかが分かるデータも公表されているのか。  
→この調査事項は、これまで世帯単位で把握していた事項を、今回の変更で、個人単位の調査事項に変更するものである。このため、介護を受けている人の生活時間に関するデータの公表は今回調査からになる。
- ・世帯単位で調査をして、介護を受けているかどうかによる生活時間の違いの分かるデータは、具体的にどのように公表されているのか。このように確認した趣旨は、

調査で把握したものは全て集計し、公表することが前提であるため、その点を確認したい。

- 過去におけるデータの具体的な公表状況は確認するが、少なくとも、調査で把握したものは全て集計し、公表する。今回追加する設問7についても、「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」（インクルーシブ雇用議連）における、障害のある方とない方の雇用の状況を把握するという問題意識が発端であることから、今回の調査事項を就業状態や生活時間とクロスして集計する予定である。
- インクルーシブ雇用議連からの提言の趣旨は、障害者手帳を持っている方々だけでなく、難病や慢性疾患を抱えておられる方々なども含め、何らかの健康上の理由により生活に不自由がある方と、そうでない方とを比較できる統計を整備していこうというもの。今回の社会生活基本調査では、生活時間という切り口でのデータの作成が期待される。

- ③ 津谷統計作成プロセス部会長から資料1-3に基づき、統計作成プロセス部会の審議状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・監査のための基準ではなく、「品質はプロセスで作り込む」という昨年の統計委員会の建議のとおり、監査を行わずとも良い統計ができてくる、そのための適切な指針、要求事項を目指したい。
- ・現状できていないことであっても、技術革新や新しいアイデアにより達成していくことも目指していかないと、質の向上につながらないのではないかと。
- ・要求事項について限定的に考えるということではなく、当然達成しなければならない要求事項と、実現できれば更に品質が上がるという推奨事項とを上手く活用したい。要求事項は質の向上の取組を通じ歴史的に進化し、推奨事項だったものも必然的に要求事項となってくる。御指摘のような点も推奨事項の中で示していきたい。
- ・具体的な目標・プロセスを工程表とともに掲げていくべきかと個人的には思うが、検討は部会、タスクフォースにお任せしたい。

## (2) 令和元年度統計法施行状況について

資料2-2に基づき総務省から令和元年度の統計法施行状況報告（統計法条文別実施状況編）について説明があり、資料2-1をもって同報告を受けたものとした。

次回の統計委員会は12月24日（木）午前中に開催予定であり、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>